

謝金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、この法人の事業に伴う謝金の支払い基準を定めるものである。

(謝金の種類)

第2条 謝金の種類は、講師謝金及び原稿料等とする。

(講師謝金)

第3条 講師謝金は、この法人が主催する学会・研修会・講習会等における講演又は講義に対して支払う。

(原稿料等)

第4条 原稿料等は、この法人が発行する出版物の原稿料等に対して支払う。

(謝金の額)

第5条 講師謝金の基準額は、別表1に掲げる。但し学会及びOT公開講座等における特別講演等についてはその都度理事会で定める。

- 2 原稿料等については、A4・1枚・5,000円とする。但し特別寄稿等、基準額を超える場合にはその都度理事会の承認を得る。
- 3 第3条に該当しないものについては、その都度理事会で定める。

附則

- 1、この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2、平成21年4月1日改定
- 3、平成25年7月6日改定

師謝金支払基準

別表1

支払対象区分		1時間当たり支払額 税込
A	大学教授、官公庁部局長級、民間企業役員、著名民間専門家、著名ジャーナリスト、医師(a)、弁護士等(a)、公認会計士(a)	¥13,000-
B	大学准教授、短大・高専教授、高校校長、官公庁課長級、民間企業上級管理者層、民間専門研究者、医師(b)、弁護士等(b)、公認会計士(b)	¥11,500-
C	大学講師・短大・高専准教授、高校教頭、官公庁課長補佐級、民間企業管理者層、民間一般技術者、作業療法士等(a)	¥10,000-
D	大学助手、短大講師・助手、高専講師・助手、高校教諭、官公庁係長級、官公庁職員、民間企業監督者層、民間企業職員、民間一般技能者、作業療法士等(b)	¥9,000-
(注)		
1. 「弁護士等」とは、弁護士、裁判官、検察官をいう。		
2. (a)は、資格取得後15年以上の者、(b)は、それ以外の者とする。		
3. 「官公庁」とは、国または都道府県レベルをいう。		
4. 元職員で、現職による適用区分が明らかでない者については、退職する際の職位による。		
5. 講師の職種および職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する。		